

## 「有識者会議における議論の取りまとめ(報告書骨子)」案に対する委員からの意見概要

## 象牙取引を巡る現状 (1~2ページ)

	項目	頁・行	委員	意見の概要
1	1 象牙取引を巡る国際情勢 (2)アフリカゾウ個体数、象牙違法取引の推移等	1頁 16	中泉委員	「違法取引の押収量は国際取引禁止後に低水準で推移したが、2009年以降急増」を「違法取引の押収量は国際取引禁止後に低水準で推移したが、2008年に日中に限定して一回限りの合法的象牙輸出を認めたところ、2009年以降に増加している。」に修正する。
2	1 象牙取引を巡る国際情勢 (2)アフリカゾウ個体数、象牙違法取引の推移等	1頁 17	井田委員	国際情勢として重要な内容であるため、(2)の後に、「国際自然保護連合 (IUCN) のレッドリスト改定」という、7頁にあった項目を移動させる。
3	1 象牙取引を巡る国際情勢 (3) 世界各国の動き(取引禁止・例外設定等)	1頁 18~ 30	西野委員・ 三間委員	背景情報をまとめたセクションであるため、2ページ「象牙取引を巡る課題」1(1)※で記されているCITESの議論をここに掲載する。また、「※国の評価：厳格に管理されている我が国の国内象牙市場の閉鎖を求める内容ではない。」については、2ページ「象牙取引を巡る課題」1(1)に移動させる。 「①2016年CoP17での決議10.10改正案採択 ②2019年CoP18での決議10.10改正案否決 ※ただし、象牙市場を有する国に対して違法取引・密猟対策について報告することが勧告された ③アフリカゾウ (象牙) 取引再開に関する議論」 という流れとし、「※南部アフリカ諸国が取引再開を望んでいる事実 (記載済み)」に「現状は承認されていない事実」を追記する。
4	1 象牙取引を巡る国際情勢 (3) 世界各国の動き(取引禁止・例外設定等)	1頁 23	井田委員	「※CITES事務局による調査において、現状では日本は違法な象牙の目的地や中継地とは認識されていない (近年は、日本が密猟の要因とはなっていない)」という一文を削除し、「ワシントン条約のプログラムであるゾウ取引情報システム (ETIS) によれば、現状では日本は違法な象牙の目的地や中継地とは認識されていないものの、2011年から2016年の間に、148件の日本からの象牙の違法輸出が記録され、うち113件 (総重量約2.3トン) は中国への輸出であった。日本から中国への象牙の密輸出113件のうち、106件 (全体の94%) は中国で押収され、日本で輸出の差止めに成功したのは7件 (全体の6%) に過ぎなかった。そのため、類似の取引傾向を持つ国々をグループ化して行ったETISによる分析では、日本の法執行 (水際での取締り) 努力は、「グループの平均を下回る」と批判されている。」を追記する。
5	1 象牙取引を巡る国際情勢 (3) 世界各国の動き(取引禁止・例外設定等)	1頁 25	西野委員・ 三間委員	「そうした中、世界の主要国において、象牙の国内取引を禁止する動きが拡大」の部分に関して、これまで会議に提出した各国の状況を記した資料を、参考資料として脚注などに添付する。
6	象牙取引を巡る現状 2の(2)市場規模の減少	2頁 3	西野委員・ 三間委員	市場規模の減少について、「日本社会において、ゾウの存続を危惧する動きが過去に既にあり、日本国内の市場や需要は、将来的に拡大する可能性は低い」ことを示すため、1989年の象牙国際取引禁止の際に大手百貨店が販売を取りやめるなどした (ヤフーや楽天が取った措置と同様) 背景を言及する。

「有識者会議における議論の取りまとめ(報告書骨子)」案に対する委員からの意見概要

象牙取引を巡る課題 (2~3ページ)

	項目	頁・行	委員	意見の概要
7	1 日本の取引制度に対する国内外からの問題提起 (1)CITES会議での指摘、および海外からの声 (賛否双方)	2頁 26~ 3頁 22	西野委員・ 三間委員	CITESの議論は、1ページ「象牙取引を巡る現状」1(3)「世界各国の動き (取引禁止・例外設定等)」に集約する。 「国際社会の中での日本への言及」という観点で、①CoP18での西・中央アフリカ諸国からの日本への言及、②海外から東京都 (知事) へ寄せられた声についてまとめる。 また、「①CoP18での西・中央アフリカ諸国から日本への言及」に、1ページ「象牙取引を巡る現状」1(3)「※国の評価：厳格に管理されている我が国の国内象牙市場の閉鎖を求める内容ではない」を移動させる。
8	1 日本の取引制度に対する国内外からの問題提起 (1)CITES会議での指摘、および海外からの声 (賛否双方)	2頁 33	井田委員	「※一方、ゾウの保全に成功している南部アフリカ諸国は、象牙の合法的な国際取引により、ゾウの保全や地域社会発展のための資金を獲得することを期待」の後に、「ただし、2016年までの9年間にわたって議論されてきた、象牙の国際取引再開の意思決定を行う手順に関する議案の審議はCoP17で既に凍結されている。また、南部アフリカ諸国が独自の判断で行った象牙の国際取引再開提案も、CoP17で圧倒的多数により否決され (ナミビア提案：賛成24、反対100、棄権9、ジンバブエ提案：賛成21、反対107、棄権11)、CoP18でも同様で (ザンビア提案：賛成22、反対102、棄権13、ボツワナ・ナミビア・ジンバブエ共同提案：賛成23、反対101、棄権18)、国際社会の広い理解を得ているとは言い難い状況にある」を追記する。
9	1 日本の取引制度に対する国内外からの問題提起 (1)CITES会議での指摘、および海外からの声 (賛否双方)	3頁 4	井田委員	「日本 (東京) の象牙取引を禁止すべき」とする書簡の例の中に、「ワシントン条約の初代の事務局長」を追記する。
10	1 日本の取引制度に対する国内外からの問題提起 (1)CITES会議での指摘、および海外からの声 (賛否双方)	3頁 4	西野委員・ 三間委員	「海外から東京都 (知事) へ『日本 (東京) の象牙取引を禁止すべき』とする声が寄せられている」という部分に、オンラインで公開されている書簡については、本体自体の確認ができるよう、参考資料として脚注などに添付する。
11	1 日本の取引制度に対する国内外からの問題提起 (2)法改正時の国会審議	3頁 24	井田委員	「種の保存法改正案についての国会審議 (2017年) において、個人所有の象牙等が規制対象外、全形牙以外の製品等は登録制度の対象外であること等が論点に」を削除し、「2017年、種の保存法改正案についての国会審議において、全形牙以外の製品等は登録制度の対象外であるためにトレーサビリティが確保されていないこと、全形牙登録の審査が厳格さを欠き、既に由来不明な牙が多数合法化され流通してしまっていること等が論点になった。」を追記する。
12	1 日本の取引制度に対する国内外からの問題提起 (2)法改正時の国会審議	3頁 25	西野委員・ 三間委員	法改正時の審議に加え、国会で日本の象牙取引規制について政府に対して質問が出た経緯として、 ①第198回国会衆議院環境委員会第5号 ※自民党笹川博義議員より、政府に対して象牙問題についてステップを明確にロードマップを示すべき、と進言された (答弁は特になし) ②第198回国会会期中の立憲民主党早稲田夕希議員による再質問主意書 ※政府は答弁の中で、日本からの違法な象牙の輸出記録として、2011年以降2019年6月までの間に、押収 (水際で差し止められた) 象牙が757個、合計約131kgあったことに言及。(違法取引の事実を説明した上で、押収の実績が税関での水際対策が機能していることを示すもので、「国内象牙市場は厳格に管理されていることから、“違法取引に寄与している合法的な国内象牙市場”には当たらない」と述べた) という情報を追加する。

「有識者会議における議論の取りまとめ(報告書骨子)」案に対する委員からの意見概要

象牙取引を巡る課題 (3~4ページ)

	項目	頁・行	委員	意見の概要
13	1 日本の取引制度に対する国内外からの問題提起 (3)委員の指摘	3頁 29	井田委員	「製品に付ける標章は任意であり、利用している事業者は限定的」の後に「 <b>業界内の認識も社会的な理解も不十分</b> 」を追記する。
14	1 日本の取引制度に対する国内外からの問題提起 (3)委員の指摘	3頁 31	井田委員	「日本(東京)の象牙市場を現状のまま維持することは、大きな評判のリスク」の後に、「 <b>一方で、消費が急減している印鑑などの市場を維持することの便益は小さく、限られた例外を除き厳しい市場規制を導入することが合理的</b> 」を追記する。
15	2 日本からの違法な海外持出 (3)委員の指摘	4頁 18	井田委員	「日本からの違法輸出が、ブラックマーケット活性化による密猟誘発リスクとなっている現状は看過すべきでない。」の後に、「 <b>・税関による違法輸出防止措置に限界があることは明白で、普及啓発だけで解決できる問題ではない。</b> 」「 <b>・国の対応は、問題の解決及び国際的な懸念の払しょくという観点から不十分である状況が長く続いており、国際都市として東京都が独自の対応を取ることが求められる。</b> 」を追記する。
16	2 日本からの違法な海外持出 (3)委員の指摘	4頁 18	北村委員	違法な海外持出については、「種の保存法を遵守した取引がされていても、買主から譲渡を受けた者が水際二法をかいくぐって違法輸出ができる状態になっているため、全体としてみれば、闇市場(ブラックマーケット)はすでに発生している。」という点に留意すべき。
17	2 日本からの違法な海外持出 【象牙を販売・使用している側の意見】	4頁 35	井田委員	【象牙を販売・使用している側の意見】の下に、7頁末尾にある「 <b>◆アフリカ現地での問題&lt;早稲田大学准教授 岩井雪乃氏&gt;</b> 」「 <b>◆認証制度の導入&lt;日本サステナブル・ラベル協会 代表理事 山口真奈美氏&gt;</b> 」挿入する。

「有識者会議における議論の取りまとめ(報告書骨子)」案に対する委員からの意見概要

象牙取引適正化に向けた都の対策

1 対策の方向 (5ページ)

	項目	頁・行	委員	意見の概要
18	1 対策の方向	5頁 4	井田委員	「対策の方向」というタイトルを「新たな対策の必要性和その方向」に修正する。
19	1 対策の方向	5頁 4	西野委員・三間委員	会議で議論された共通認識となった内容として書かれるセクションだとわかるようなタイトルにする。 (案:「有識者会議での論点と今後検討すべき方向」) また、都として、「〇条例制定など法的枠組みを以て取り組むことを検討すべきとの指針が示された」ことを追記する。
20	1 対策の方向	5頁 14	井田委員	第3段落の「挙証できない現状は、大きな問題」の後に、「これを看過することは国際都市として、また多数の業者を抱える自治体として、大きな評判のリスクを東京都が背負うことになる。」を追記する。
21	1 対策の方向 又は 2 具体的な対策 (2)専門的見地に基づく委員からの主な提言	5頁 又は 6頁	北村委員	「違法輸出に関する正確な資料は国から提供されないが、有識者会議で提供された資料や都の調査を踏まえればその懸念は払拭できないため、国内における象牙取引の中心的市場地となっている都が一定の措置を講ずることが必要。」という趣旨を、対策の方向または委員からの主な提言に追記する。

「有識者会議における議論の取りまとめ(報告書骨子)」案に対する委員からの意見概要

象牙取引適正化に向けた都の対策

2 具体的な対策 (6~7ページ)

	項目	頁・行	委員	意見の概要
22	2 具体的な対策 (2)専門の見地に基づく委員からの主な提言	6頁 17	井田委員	「(2)専門の見地に基づく委員からの主な提言」というタイトルではなく、「(3)有識者会議委員からの意見」に修正する。
23	2 具体的な対策 (2)専門の見地に基づく委員からの主な提言	6頁 17~	西野委員・ 三間委員	「(2)専門の見地に基づく委員からの主な提言」という小見出しではなく、タイトルのレベルをひとつ上げ、「3. 検討すべき対策」というタイトルのもと「委員からの提言」と「有識者会議としての提言」という形でまとめる。有識者会議からの提言としては、会議の中で特に時間をかけて議論してきた総括として、都として「○条例制定など法的枠組みを以て取り組むこと」、「○アフリカゾウをはじめ野生生物と人との共存への貢献について検討すること」、「○需要削減や課題理解について普及啓発を強化すること」とする。
24	2 具体的な対策 (2)専門の見地に基づく委員からの主な提言	6頁 22	井田委員	「◆ 狭い例外を除いた象牙取引の禁止」の項目の「象牙取引の原則禁止を目指す宣言を行った上で」の前に、「日本の象牙市場が違法象牙の「ロンダリング」に使われないように、また、日本市場の製品が違法に海外に持ち出されることがないように」を追記する。
25	2 具体的な対策 (2)専門の見地に基づく委員からの主な提言	6頁 37	井田委員	「◆ トレーサビリティの向上」の項目の「※ 認証制度等の活用については、20億円の市場のためにどこまでコストをかけるのが課題」の後に、「限られた例外の取引のみを認めることでコストを下げることができる。」を追記する。
26	2 具体的な対策 (2)専門の見地に基づく委員からの主な提言	7頁 2~4	中泉委員	「◆ 需要削減策の実施の項目」の項目の「合法的な取引まで禁止するとブラックマーケットの活性化を招くため、需要があるうちは市場の閉鎖を行うべきでなく、違法取引を防止するためには、啓発活動・代替材開発・課税等により需要を削減することが有効」について、「実需が一定程度存在する下で、市場を閉鎖し合法的な象牙取引まで禁止すると、ブラックマーケットの活性化を招くため、市場閉鎖には強く反対したい。需要があるうちは需要の抑制を最重要課題とすべき。そのためには啓発活動・代替材開発・課税等が有効。」という表現に修正する。
27	2 具体的な対策 (2)専門の見地に基づく委員からの主な提言	7頁 7	北村委員	「◆ 象牙の持続的利用による密猟防止への貢献」の項目などにある「合法市場」という表現について、曖昧な概念に見える。種の保存法を遵守した取引だけされていても違法輸出は可能であるが、それを含めて「合法市場」と称するのか。種の保存法遵守に加えて水際二法遵守がされている市場を「合法市場」と整理すべきではないか。報告書に落す際に留意すべき。
28	2 具体的な対策 (2)専門の見地に基づく委員からの主な提言	7頁 8	井田委員	「◆ 象牙の持続的利用による密猟防止への貢献」の項目の末尾に、「一方で、過去のワンオフセールによって得られた資金が現地での保護やゾウと人間との共存の推進に貢献したとの証拠は少ないとの指摘も。」「現在のワシントン条約の動向に鑑みれば、南部アフリカ諸国等からの象牙輸出再開の見通しは極めて厳しく、日本がアフリカから象牙を輸入することによって現地での保護費用をまかなうという構想は成り立たない現状にある」を追記する。

「有識者会議における議論の取りまとめ(報告書骨子)」案に対する委員からの意見概要

象牙取引適正化に向けた都の対策  
2 具体的な対策 (6~7ページ)

項目	頁・行	委員	意見の概要
29 2 具体的な対策 (2)専門的見地に基づく委員からの主な提言	7頁 12	井田委員	<p>「◆ その他」の項目の後に、「委員から東京都知事への象牙市場規制に関する行動への提言」という見出しを付けたし、</p> <p>「(1) 象牙取引を限られた例外を除いて原則として禁止する方向を目指すとの独自の意思表明を世界に向けて行なう</p> <p>(2) 東京都条例による都内の象牙取引規制を検討し、実施すること</p> <p>@厳格な管理の下に取引が行える例外を特定したうえで、都内におけるそれ以外の象牙取引を原則として行わないようにする。例外とされた象牙の管理に当たってはトレーサビリティ確保を徹底する。</p> <p>@経過措置として自主的に例外的な製品のみを扱うことを宣言するよう業者に呼び掛け、奨励する。また、規制導入までの間、象牙製品購入者による「海外持出ししない」旨の誓約と連絡先などの届出を義務付ける等の手続規制を先行的に実施する</p> <p>(3) この問題を取り上げるのを機に、国、研究者、NGOなどと協力してアフリカゾウをはじめとする野生動物と人間のコンフリクト、その解決策などへの理解を深め、日本として現地に協力することの重要性などに関する@普及啓発活動をはじめ、不要な象牙を都が回収・破棄する行政サービスを行う事等、独自の象牙需要削減策を検討し、実施すること」</p> <p>を追記する。</p>
30 2 具体的な対策 【対策の参考となる情報】	7頁 14~ 16	井田委員	<p>「◆野生動物との共存の問題」の項目について、象牙問題とは直接関係しない内容のため、削除する。</p>
31 2 具体的な対策 【対策の参考となる情報】	7頁 21	西野委員・ 三間委員	<p>今回「委員からの補足情報」として追加した「象牙代替材」の内容について、「◆象牙を利用した製品において、多くが象牙以外の素材でも既に活用が確立されている中で、特に代替が難しいとされてきた邦楽器用の素材についても開発が進められている」と追記する。</p>